

相続の放棄の取消し 管業 R01-01-1 <<#439>>

【問】 正誤をつけよ。

未成年者が法定代理人の同意を得ずに相続を放棄した場合において、当該未成年者及びその法定代理人は、制限行為能力を理由に、相続の放棄の意思表示を取り消すことができない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 相続の承認及び放棄の撤回及び取消し

- 1 相続の承認及び放棄は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」でも、撤回することができない。
- 2 前項の規定は、第一編(総則)及び前編(親族)の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。(民法919条)
 - ⇒ 行為能力の制限、錯誤、詐欺・強迫による取消しは認められる
 - ⇒ 意思能力の無い者がした相続の放棄・承認については、無効の主張が認められる